

# 新年のごあいさつ

広島労働局



広島労働局長  
中山 明広

新年、明けましておめでとうございます。

公益社団法人広島県労働基準協会会員の皆様には、旧年中、労働行政の推進に多大なご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。本年も倍旧のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、政府では、少子高齢化という壁に立ち向かうため、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて取り組んでいます。

その最大のチャレンジが働き方改革であり、一人ひとりの意思や能力、置かれた事情に応じた多様な働き方の選択を可能とする働く方の視点に立つて行う改革です。

このような中で、「働き方改革関連法」が一昨年の6月に成立しました。

時間外労働の上限規制や年次有給休暇の年5日の時季指定義務等を定めた改正労働基準法は、昨年4月から施行されており、1年間猶予されていた中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は、本年4月からとなっていますが、その円滑な施行に向けて周知・支援の取組を集中的かつ総合的に実施していくこととしています。

具体的には、「働き方改革関連法に関する説明会」の開催、広島働き方改革推進支援センターの活用や業務改善助成金など各種支援策の利用促進とともに、関係行政機関と連携し、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ防止」のための総合対策の推進に努めてまいります。

一方、広島県内の労働災害ですが、昨年の死亡者数は11月末現在で20人と、一昨年1年間の28人を下回っているとはいえ、依然として多くの尊い人命が失われております。今年も、第13次労働災害防止計画の3年目を迎えますので、引き続き死亡災害の撲滅を目指し、労働災害防止対策を進めてまいります。

加えて、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で不合理な待遇差が禁止される「パートタイム・有期雇用労働法」も本年4月から施行されます。

このような労働者を取り巻く様々な課題の解決に向けて、本年においても、労使の皆さんのご理解を得ながら労働時間、休日はもとより、賃金、健康安全、ワークライフバランス、女性の活躍などの面で、安心して生き甲斐を感じて働くことのできる社会の実現につながる広義の「働き方改革」を当局の行政の中心軸として推進していく所存です。

結びに、広島県労働基準協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、新年の挨拶といたします。

